

第 2 条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第 11 条第 3 項第 2 号中「応じ」の次に「、支給単位期間につき」を加え、「1 箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第 3 号中「応じ、」の次に「前 2 号に定める額（1 箇月当たりの）を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「（その額が 45,000 円を超えるときは、その額と 45,000 円との差額の 2 分の 1 を 45,000 円に加算した）」を「が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第 4 項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の 1 箇月の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額（その額が 20,000 円を超えるときは、20,000 円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第 11 条第 5 項中「月額」を「額」に改め、同条に次の 3 項を加える。

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1 箇月）をいう。

第 16 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 140」に、「100 分の 145」を「100 分の 160」に改め、同条第 3 項中「100 分の 155」を「100 分の 140」に、「100 分の 85」を「100 分の 75」に、「100 分の 145」を「100 分の 160」に、「100 分の 75」を「100 分の 85」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(最高号給を超える給料月額切替え等)

2 平成 15 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第 1 条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例又は熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 13 年熊本県条例第 66 号）附則第 3 項及び第 4 項並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。